


# 納税ニュース

平成 24 年 10 月 15 日(月) 第 43 号  
編集・発行:鹿嶋市納税対策室  
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1  
TEL 82-2911 FAX 84-7754

## 不動産の公売参加のご案内

鹿嶋市・神栖市・茨城租税債権管理機構で以下のとおり、  
合同公売を実施します。皆様のご参加をお願いします。

### 【公売物件一覧】財産所在地が鹿嶋市分のみ抜粋

売却区分番号	K24-3	24-68
執行機関	鹿嶋市	茨城租税債権管理機構
見積価額	1,100,000 円	5,380,000 円
公売保証金	110,000 円	540,000 円
財産種別	畑	土地付建物
財産所在地	鹿嶋市大	鹿嶋市大字平井字鳩塚東 893 番 184
土地の地積	<b>中 止</b>	165.30 m <sup>2</sup>
買受適格 証明書	不要	
建物の床面積		1 階 54.65 m <sup>2</sup> 2 階 48.85 m <sup>2</sup>
お問合せ先	鹿嶋市納税対策室 TEL : (代表) 8 2 - 2 9 1 1 HP : <a href="http://city.kashima.ibaraki.jp/">http://city.kashima.ibaraki.jp/</a>	茨城租税債権管理機構 TEL : 0 2 9 - 2 2 5 - 1 2 2 1 HP : <a href="http://www.ibaraki-sozei.jp/">http://www.ibaraki-sozei.jp/</a>
入札 日時 会場	1. 公売の種類 不動産の期日入札 2. 公 売 日 平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日 (水) 受付開始 : 午後 0 時 5 0 分 3. 公 売 会 場 神栖市溝口 1 7 4 6 番地 1 神栖市保健・福祉会館 2 階研修室	

## 催告書の送付について

10月17日(水)に『市税等納付催告書』を送付します。

- ・平成 2 4 年 9 月 2 8 日 (月) 現在で作成し、平成 2 4 年 1 0 月 1 7 日付にて送付します。このため、催告書作成日前後及び催告書送付日前後の間に納付されました方につきましては、催告書が送付されてしまうことがあります。行き違いですのでご容赦ください。
- ・催告書は、分納等されている方にも送付します。
- ・催告書では納付できませんので、納税対策室にご連絡いただければ、納付書を送付いたします。
- ・催告書が届いた方は、平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日 (水)までに納付してください。

## お知らせ

### (1) 口座振替の申込は、ペイジーが便利です。

ペイジーは、キャッシュカードで口座振替の申込をすることです。従来のように口座振替納付依頼書に記入・押印していただく必要はなく、申込から約2週間で口座振替を開始できます。市役所納税対策室窓口で申込ができます。



#### お持ちいただく物

- ① キャッシュカード
- ② 本人確認ができるもの  
(免許証、保険証など)

#### ペイジー取扱対象金融機関

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 常陽銀行   | 中央労働金庫 | 水戸信用金庫  |
| 筑波銀行   | 佐原信用金庫 | 茨城県信用組合 |
| ゆうちょ銀行 | 銚子信用金庫 |         |

### (2) 国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わった方へ

国民健康保険税の支払いに口座振替をご利用されていた方は、後期高齢者医療保険に切り替わった場合、新たに口座振替の申請が必要です。

## ご存知ですか？相続による納税義務の承継のこと

相続による納税義務の承継とは？

みなさんが、御存じの相続は、土地、建物、金銭などの財産がある人しか関係ないと思っている方が多いと思います。しかし、被相続人の財産は借金や未納の税等も含めて一切が承継されます。

相続があった場合、地方税法第9条の規定により、被相続人（死亡した者または失踪宣告を受けた者）に課されるべき、またはその被相続人が納付し、もしくは徴収されるべき市税を納める義務は、相続の発生により当然に相続人に承継されます。つまり、相続放棄・限定承認をしない限り、市税などを納める義務を承継します。

被相続人が市税などを滞納していた場合は、相続人が未納の税を納める義務が生じます。この場合、差押などの処分を受けることがありますので、相続人は被相続人の納付状況などを調べる必要があります。

相続は誰にでもありうることでありますので、ご注意ください。

## 納期限のご案内

10月31日（水）

- 市県民税第3期
- 国民健康保険税第4期
- 後期高齢者医療保険料第4期
- 介護保険料第4期

11月30日（金）

- 固定資産税第4期
- 国民健康保険税第5期
- 後期高齢者医療保険料第5期



※納期限を過ぎると、**年利14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付され、督促手数料80円が加算されます。

次号の発行は、平成25年1月中旬の予定です。